



石川労働局発表
令和2年12月1日(火)

【照会先】
石川労働局雇用環境・均等室
室長 大高 和久里
室長補佐 宮野 廣之
電話 076(265)4429

報道関係者 各位

ハラスメントのない快適な職場環境を作りましょう 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！！

～ハラスメント対応特別相談窓口の開設～

石川労働局（局長 武隈 義一）では、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設するなど集中的な広報を実施します。

特別相談窓口では、「セクシュアルハラスメント」、「妊娠・出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント」及び「パワーハラスメント」について、労使双方の相談はもとより、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）に関する相談、就職活動中の学生からのセクシュアルハラスメントに関する相談及び新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談についても対応します。

1 ハラスメント対応特別相談窓口（別添1）

- ・開設期間 令和2年12月1日（火）～令和3年3月31日（水）
- ・開設時間 午前9時00分～午後5時00分（土日祝、年末・年始除く）
- ・開設場所 石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階
石川労働局雇用環境・均等室 TEL 076-265-4429

2 周知・広報

管内の使用者団体、労働組合、自治体等に対しポスター（別添2）等を郵送し協力依頼を行っています。

3 ハラスメント防止対策セミナー（別添3）

- ・開催日時 令和2年12月15日（火）午後1時20分～午後4時00分
- ・会場 1 石川県地場産業振興センター 新館コンベンションホール
石川県金沢市鞍月2-1
- ・会場 2 Zoomによるオンライン研修（12月4日申込締切）

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：令和2年12月1日（火）～令和3年3月31日（水）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口にご相談したら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られてつらい。

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を受けたが、会社としてどうすればよいのだろう。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラの防止措置は、会社として何をすることが必要があるのだろうか。



セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。



パワーハラスメント（パワハラ）とは

職場において、職務上の地位や人間関係などの優越的な関係を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。



妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い 及び 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。

働く人 企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

相談して
ください!

石川労働局雇用環境・均等室があなたのお力になります!!

職場でのあらゆるハラスメントは許されません!

匿名でも大丈夫。プライバシーは厳守します。

まずは相談してください!! 相談は無料です!



Q. どのような相談ができますか?

A. 職場でのセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメント、パワーハラスメントについてご相談いただけます。その他、取引先や顧客からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）に関する相談、就職活動中の学生からのセクシュアルハラスメントに関する相談、新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談についても対応しています。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局では何をしますか?

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

石川労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 午前9時～午後5時

※ ご来庁の際には、まずお電話ください。

落ち着いて相談できる「相談室」が確保できるか確認いたします。

※ お電話での相談の際に、当室での相談が混みあっている場合等には、他の監督署内にある「総合労働相談コーナー」へご案内させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

電話番号 076(265)4429

住所 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階 雇用環境・均等室

ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」もご参照ください。

ハラスメント裁判事例、他社の取組などハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

あかるい職場応援団

検索

みんなで NOハラスメント



2020年6月からパワハラ防止措置が義務化されました! ※2022年3月まで中小企業は努力義務

12月は職場のハラスメント撲滅月間です

NO あかるい職場応援団
ハラスメント <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。 **NOハラスメント**



ハラスメント防止対策セミナー

NO ハラスメント

悩んでいる方・管理職の方・人事担当の方 それぞれの視点から情報をチェック!
あなたの職場からハラスメントをなくそう。



対象 事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフ（衛生管理者、産業医、産業保健看護職）の方など

日時 令和2年 12月15日（火） 13:20～16:00

会場研修 石川県地場産業振興センター 新館コンベンションホール
（金沢市鞍月2-1）

定員100名

参加
無料

WEB研修 Zoomによるオンライン研修

定員100名

職場からハラスメントをなくしましょう

ハラスメント対策を導入するに当たり、経営トップと導入を担当する事務局は、まずハラスメントとは何かを理解する必要があります。

どのような行為がハラスメントに該当するのか、ハラスメントが発生した場合に、被害者や企業にどのような影響があるかを理解しましょう。

講師

君嶋護男 氏

【経歴】

昭和48年労働省（当時）入省
労働省婦人局中央機会均等指導官、同局庶務課長、
愛媛労働基準局長（当時）
愛知労働局長
労働大学校長

小林培美 氏

石川産業保健総合支援センター相談員
社会保険労務士
産業カウンセラー

セミナープログラム

時間	内容
13:20～13:25	開会あいさつ
13:25～13:35	パワーハラスメント防止措置の概要について 雇用環境・均等室
13:35～15:05	裁判事例から学ぶハラスメント対策 講師 君嶋護男 氏
(15:05～15:15)	(休憩)
15:15～15:55	ハラスメントによるメンタルヘルス対策 講師 小林培美 氏
15:55～16:00	閉会あいさつ

主催：石川労働局・石川産業保健総合支援センター

お問い合わせ先

会場研修

石川労働局 雇用環境・均等室

076-265-4429

WEB研修

石川産業保健総合支援センター

076-265-3888

会場研修

ハラスメント防止対策セミナー (会場研修) 申込書

★石川県地場産業振興センター 新館コンベンションホール

申込先：本紙により石川労働局あてFAX送信 (076-221-3087)

事業場名				所在地	
	業種	労働者数	約	人	(電話番号) () -
出席者氏名		役職		職種 (○印)	事業主・人事労務・産業看護職・衛生管理者・労働者・その他
出席者氏名		役職		職種 (○印)	事業主・人事労務・産業看護職・衛生管理者・労働者・その他
出席者氏名		役職		職種 (○印)	事業主・人事労務・産業看護職・衛生管理者・労働者・その他

※ 申込書の受付時に定員の関係からお断りする場合がございます。その場合は電話によりご連絡いたします。

セミナー参加に関するアンケート

本セミナーの講演内容や今後の事業の参考とするため、以下のアンケートのご記入にご協力をお願いいたします。

以下の問いに対し、該当する項目にチェック☑を入れて下さい。

● 「ハラスメント」について

→「ハラスメント」という言葉を知っていますか

内容を知っていて取組中 内容を知っている 内容は知らないが聞いたことはある 知らない

→ 知りたい又は興味のある内容について

具体的な進め方を知りたい ハラスメント防止対策の効果やメリットについて知りたい その他 ()

会場案内図 (令和2年12月15日 (火) 13:20~16:00)



WEB研修

ハラスメント防止対策セミナー (WEB研修) 申込要領

★ZoomによるWEB研修 (先着100名)

(ホームページより12/4 (金) までに申込みが必要です)

申込先：石川産業保健総合支援センター

<https://www.ishikawas.johas.go.jp/form/seminar-hoken/>

